

(本会議用)

発 言 通 告 書

(一 般 質 問 用)

令和3年12月2日

尼崎市議会議長

前迫 直美 様

尼崎市議会議員

(19番) 辻 信行

次のとおり発言したいので、尼崎市議会会議規則第53条の規定により通告します。

発 言 の 種 類 〔該当するものに〕 ○をつけること	反対 } 動議・説明・質疑・ } 討論・質問 } 賛成 } 一括質問・一括答弁方式 一問一答方式				
発 言 の 要 旨 〔項目別に具体的〕 に記載すること	1 園田西武庫線藻川工区の新藻川橋の通行について ----- 2 北消防署園田分署跡地の活用について ----- 3 私道の街灯助成等について ----- 4 中学校給食について ----- 5 地産地消の取組について ----- 6 選挙の投票について ----- ----- ----- ----- ----- -----				
発言予定時間	分	答弁予定時間	分	質問予定時間	30分